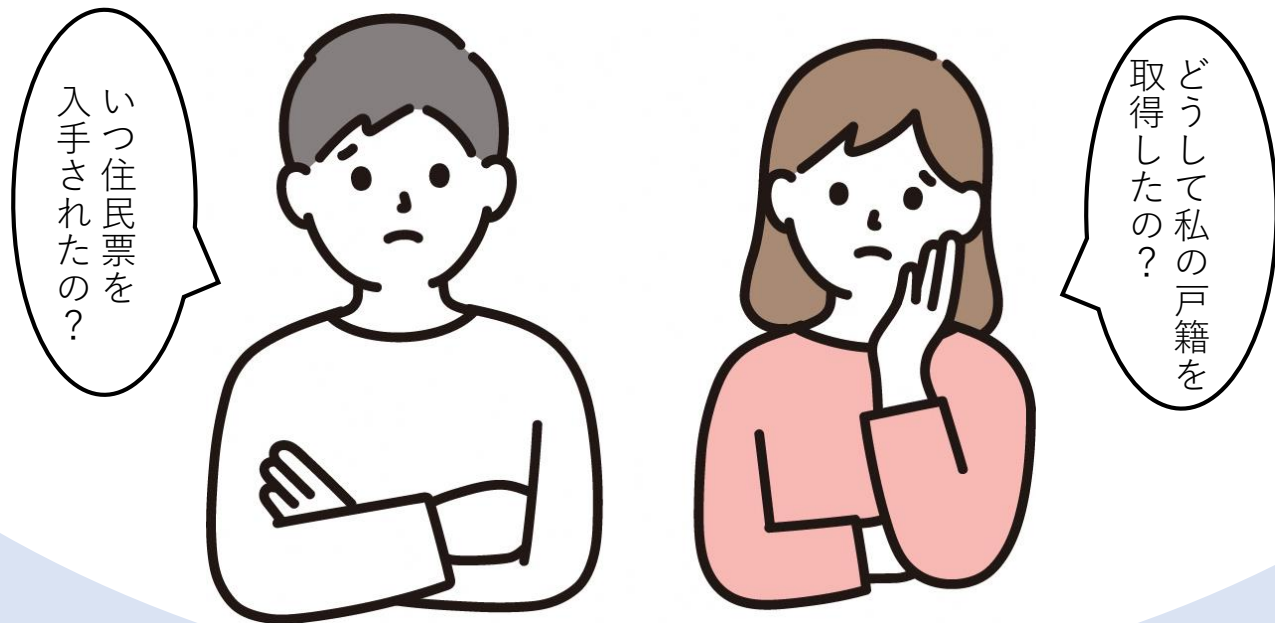


ご存じですか？

# 本人通知制度

**事前登録をしてあなたの個人情報を守りましょう！**

近年、違法な手段で住民票の写し等を不正に取得した悪質な事件が発生しています！



## ◆本人通知制度とは？◆

住民票の写しや戸籍証明書等を第三者(※)に交付した場合に、事前登録した本人に交付した事実を文書でお知らせする制度です。

※第三者...本人からの委任状を持った代理人、弁護士・司法書士・行政書士など職務上請求が法律で認められている人、義務履行・権利行使等の理由があり、その身分を証明して申請する人のことです。

## ◆申請対象者◆

住所地または本籍地が守山市の方（事前登録※が必要です）

※住民票の写しは住所地、戸籍全部（個人）事項証明書・戸籍附票は本籍地での登録となります。

## ◆申請対象者◆

- ・不正取得の早期発見
- ・不正請求の抑止（不正が発覚するため、不正請求を躊躇させる）

制度の概要

### 対象となる交付

- 代理人への交付
- 第三者への交付  
※コンビニ交付や本人への交付は対象外

### 対象となる証明書

- 住民票の写し
- 戸籍謄抄本
- 戸籍の附票など

### お知らせする内容

- 証明書の交付年月日
- 証明書の種別・通数
- 申請者の区分  
(代理人、職務上請求、第三者)

## ▲注意▲

代理人や第三者等から住民票の写し等の交付請求があった場合に、登録された方に交付の可否を確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

申請について 住所地または本籍地が守山市の方（事前登録※が必要です）

※住民票の写しは住所地、戸籍全部（一部）事項証明書・戸籍附票は本籍地での登録となります。

**この制度を利用するためには、事前登録が必要です。（無料・無期限）**

本人通知制度の詳細や登録申請者のダウンロードは、守山市ホームページよりご確認ください！

【お問い合わせ】 守山市役所市民課、速野・中洲支所窓口

